

岩手県告示第382号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

令和4年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
小原自動車工業株式会社	奥州市水沢佐倉河字前田80番地の1	令和4年6月2日